

平成 24 年 7 月 19 日

大飯原発「破砕帯」の政府自身による

緊急調査を求める声明

民主党原発事故収束対策 PT
座長 荒井 聡

私達は、本年 4 月 10 日「原発再稼働問題に関する緊急提言」をまとめ、「再稼働判断は慎重にすべきである」と野田総理大臣に提言し、また同 6 月 5 日には大飯 3、4 号機の再稼働に関し、民主党所属国会議員 117 名の署名を添えて、なお一層慎重に判断することの要請を行ったところである。

しかし、政府・与党間での十分な議論もないままに大飯 3、4 号機の再稼働が行なわれたため、安全神話が復活したとして国民の大きな不安を招き、全国的な抗議活動が広がっていることは極めて残念である。

またここに来て複数の原発敷地内に活断層や破砕帯があるのではないかという専門家の指摘がある。

7 月 17 日に開かれた原子力安全・保安院の専門家会合では、北陸電力志賀原発直下を走る断層に加えて、大飯原発の破砕帯についても活断層である可能性が否定できないとの意見が相次いだ。

現行の法体系では、許可時における明白な瑕疵がない限り運転許可を取り消すことはできなかった。しかし、今回成立した改正原子炉等規制法には強い調査権限とバックフィット規定が盛り込まれている。原子力安全・保安院は、「事業者調査を指示する」としているが、現下の国民の不安を払しょくするためには事業者の調査に委ねるのではなく、改正法の趣旨に則って、政府が自ら耐震設計審査指針の安全基準強化を先取りし、専門家による客観的・科学的な緊急調査を実施すべきである。